

# 仙台市市民協働事業提案制度 募集要項

## 平成 28 年度協働事業提案を募集します

地域の課題について、みなさんの提案をもとに、仙台市との協働で解決していく制度です。団体の専門性やネットワークを生かし、仙台市とともに取り組むことで、地域のニーズに応えることが見込める事業提案を募集します。

### ○募集説明会

「募集説明会」を下記のとおり開催いたします。応募に際しては、募集説明会への出席が必要となります。（詳細は5頁をご覧ください）

- 日時：①平成 27 年 5 月 10 日（日） 10 時 30 分～12 時 30 分  
②平成 27 年 5 月 13 日（水） 18 時 30 分～20 時 30 分
- 会場：①仙台市市民活動サポートセンター 6 階セミナーホール  
（仙台市青葉区一番町四丁目 1-3）  
②仙台市役所本庁舎 6 階第 1 会議室（※北側 1F 入口からお入りください）  
（仙台市青葉区国分町三丁目 7-1）
- 申込方法：団体名・参加人数・連絡先を記入の上、FAX 又は E メールにて下記〈お申し込み・お問い合わせ先〉までお申し込みください。

### ○事業提案書等提出締切

平成 27 年 6 月 12 日（金）午後 5 時必着

（直接持参に限ります）

〈お申し込み・お問い合わせ先〉

仙台市 市民局 市民協働推進部 市民協働推進課

仙台市青葉区二日町 1 番 23 号 二日町第四仮庁舎 2 階(アーバンネット勾当台ビル)

TEL:214-8002 / FAX:211-5986 / Eメール: sim004100@city.sendai.jp

# 1 募集する事業

---

## (1) 募集する事業について

仙台市では、地域の課題について、団体（※対象となる団体については2頁をご覧ください）からの提案をもとに、仙台市との協働で解決していくという趣旨で、仙台市市民協働事業提案制度を設けております。本制度は、助成制度ではありませんので、注意してください。

当制度で募集する事業は、**次のすべての要件を満たす事業**です。

- ① 公益的、社会貢献的な事業であり、地域の課題解決に資するもの
- ② 本市と提案団体が協働で行うことにより、具体的な効果・成果が期待できるもの
- ③ 協働の役割分担が明確かつ妥当で、相乗効果が期待できるもの
- ④ 先進性、先駆性、独自性がある取組であるもの
- ⑤ 事業計画及び予算の見積もりが適正であるもの

また、募集する事業についてはテーマや分野を問いませんが、**次のいずれかに該当する事業は対象となりません**。

- ① 営利を目的としたもの
- ② 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ③ 課題把握が不明確で、事業内容が具体的ではないもの
- ④ 一時的なイベントなど、特定の期間にのみ行われるもの
- ⑤ 仙台市の他の助成制度等で資金の提供を受けているもの
- ⑥ 公序良俗に反するもの
- ⑦ 法令、条例等に違反するもの

## (2) 事業期間について

事業期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までです。

ただし、翌年度（平成29年度）一年間に限り、事業継続が認められる場合があります。この場合についても改めて事業継続の提案をいただき、審査を受ける必要があります。

## 2 対象となる団体（応募資格）

---

NPO等の市民活動団体、町内会等の地域団体、企業等の事業者、その他団体であって、次の要件を満たすことが必要です。

- ① 市内に事務所及び活動場所を有すること
- ② 5名以上の会員で組織していること
- ③ 組織の運営に関する規約、会則等を有し、会員名簿を備えていること
- ④ 予算・決算を適正に行っていること
- ⑤ 原則として、1年以上継続して活動していること
- ⑥ 本制度による事業を遂行できる能力又は実績を有すること
- ⑦ 総会等意思決定の会合を定期的を開催していること
- ⑧ 宗教活動や政治活動を目的とした団体ではないこと
- ⑨ 事業報告書等の未提出がないこと（特定非営利活動法人に限る）
- ⑩ 仙台市において市税の未納がないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑪ 消費税及び地方消費税の未納のないこと（当該申告の義務を有する団体に限る）
- ⑫ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体ではないこと

※複数の団体が連携して組織した団体である場合、それぞれの構成団体においても⑧から⑫の要件を満たす必要があります。

### 3 事業費

---

#### (1) 経費負担

##### ① 負担割合等

採択事業の経費については、提案団体と市が双方で負担することとし、市の負担額は、予算の範囲内で、全体事業費の 9/10 以内とします。

<参考>平成 26 年度は 3 事業を実施し、3 事業合わせて、全体事業費の約 9/10 にあたる約 600 万円の予算措置を行いました。

##### ② 労力換算額の算入

団体負担額には、自己資金のほか、事業に提供される無償の労力を団体の労力換算額として算入することができます。

##### 例) 全体事業費 200 万円の場合

団体負担額は 20 万円以上必要。自己資金が 10 万円のみの場合、無償の労力をその実態に応じ 10 万円以上計上することも可能です。

労力換算額とは、事業実施に必要な活動が無償で提供された場合、これを経費として換算するものです（1 人 1 時間あたり 500 円として換算します）。

#### (2) 対象となる経費

対象経費費目	例
人件費	提案事業実施にあたり直接的に要する人件費
報償費	外部の講師等に支払う謝礼など
旅費	外部の講師等に支払う交通費、宿泊費など
印刷製本費	パンフレット、冊子等の印刷費など
消耗品費	文房具、コピー用紙など（税込 20,000 円未満の物品等に限りま
使用料	会場使用料など
賃借料	機材等のレンタル料など
通信運搬費	切手代や宅配料など

#### (3) 対象とならない経費

提案事業と直接関係のない管理・運営に関する人件費、備品（税込 20,000 円以上の物品）の購入費、団体内部の打合せでの飲食費、被服費、その他提案事業に直接関わらない経費。

## 4 事業提案から事業実施までの流れ



### <協定書締結以降の流れ>

- ・ 協定書締結（28年4月）：議会での平成28年度予算議決後、相互に協定書を締結します。協議内容に基づき、事業実施負担金が支払われます。
- ・ 事業実施（28年4月～）：事業実施にあたっては、互いの進捗状況を確認し、話し合いながら進めます。
- ・ 中間報告（28年10月頃）：事業実施状況等について、中間期に報告を行います。
- ・ 事業報告・評価（29年5月頃）：事業実施後は、報告書等を作成します。それをもとに、事業の実施報告を公開で行い、団体・仙台市ともに振り返り、評価を行います。

## 5 事業提案の応募方法

---

### (1) 募集説明会への参加（応募に際しては、説明会への参加が必要となります）

①、②いずれかご都合の良い日に募集説明会へ参加してください。

・日時：①平成27年5月10日（日） 10時30分～12時30分

②平成27年5月13日（水） 18時30分～20時30分

・会場：①仙台市市民活動サポートセンター 6階セミナーホール

（仙台市青葉区一番町四丁目1-3）

②仙台市役所本庁舎 6階第1会議室（※1F北側入口からお入りください）

（仙台市青葉区国分町三丁目7-1）

・申込方法：団体名・参加人数・連絡先を記入の上、FAX又はEメールにて  
市民協働推進課までお申し込みください。

※やむを得ない事情により募集説明会に参加できない場合は、市民協働推進課までお問い合わせください。

### (2) 事業提案書等の提出

以下の提出書類を市民協働推進課まで直接持参してください（郵送不可）。

#### <提出書類>

- ・事業提案書（第1号様式）
- ・団体概要書（第2号様式）
- ・事業収支予算書（第3号様式）
- ・提案する団体に関する次の書類
  - ・定款、会則その他これらに類するものの写し
  - ・役員名簿及び会員名簿
  - ・前年度活動報告書等これまでの活動状況がわかるもの
  - ・前年度収支計算書等これまでの収支状況がわかるもの
  - ・団体の活動内容がわかるもの（チラシ、パンフレットなど）
  - ・市税納付状況調査申請書（第4号様式）又は  
市税の滞納がないことの証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
  - ・消費税及び地方消費税にかかる納税証明書（当該申告の義務を有する団体のみ）
  - ・暴力団と関係がないことの誓約書（第5号様式）

※各様式は募集説明会にて配布します。また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

（URL：[http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/katsudo/1217492\\_1761.html](http://www.city.sendai.jp/manabu/shimin/katsudo/1217492_1761.html)）

<提出期限> 平成27年6月12日（金）午後5時（必着）

<受付時間> 午前9時～午後5時（土・日・祝日は除く）

## 6 事業提案に際しての留意点

---

課題の把握を的確に行い、事業目的を明確に設定し、課題が解決できると見込まれる事業内容となるように注意してください。また、協働を想定する課に期待する役割を具体的に考え、実現可能な事業スケジュールを立ててください。

特に、課題の把握については、どのような地域課題を解決しようとしているのか、日頃の活動・アンケート調査等で把握しているニーズや市の機関等から得られる情報等に基づいて、具体的に記入してください。

また、仙台市と協働して事業を実施するに際しては、仙台市が抱えている課題も参考にしてください。仙台市の施策の方向性や概要は「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画2020」「仙台市実施計画」を参照してください。

※参考「ひとが輝く杜の都・仙台 総合計画」へのリンク

[http://www.city.sendai.jp/shisei/1198465\\_1984.html](http://www.city.sendai.jp/shisei/1198465_1984.html))

## 7 事業提案に関する事前相談

---

### (1) 事業提案に関する相談

提案に当たっては、仙台市市民活動サポートセンター（サポセン）にて事業提案に関する相談をお受けいたします。サポセンスタッフと市民協働推進課の職員が相談を受け付けます。事業の概要がまとまり次第、可能な限りご相談ください。

### (2) サポセンでの事前相談申し込み

事前相談の内容・申し込み方法等については以下のとおりです。

- ・相談内容：事業内容への助言、相談・調査先となる担当部署の紹介など
- ・相談日時：各1時間程度（○は受付日時）

時間帯/日付	5/20	5/21	5/22	5/29	5/30	6/2	6/3
曜日	水	木	金	金	土	火	水
午前(10時～12時)	○			○	○	○	
午後(14時～16時)			○		○		○
夜間(18時～20時)		○				○	○

- ・相談場所：仙台市市民活動サポートセンター  
仙台市青葉区一番町四丁目1番3号
- ・申込方法：「相談予約票」を相談希望日の2日前までにFAXまたはEメールにてご提出ください。  
※「相談予約票」は募集説明会にて配布します。また、仙台市ホームページからもダウンロードできます。

事前相談申し込み先

【市民活動サポートセンターあて】

FAXの場合：022-268-4042

メールの場合：[sendai@sapo-sen.jp](mailto:sendai@sapo-sen.jp)

## 8 事業提案の採択方法

---

### (1) 採択方法

市民協働事業提案制度検討会の審査結果を踏まえて、仙台市が採択事業を決定します。審査は、一次審査（書類審査）と最終審査（公開プレゼンテーションを受けての審査）の2段階です。

#### ※ 市民協働事業提案制度検討会

学識経験者、市民活動実践者、関係団体職員、市職員等で構成されています。提案の審査、事業の評価、制度運営への助言等を行います。

### (2) 事業採択基準

一次審査、最終審査ともに、下記の基準で審査を行います。

① 課題の把握	・的確に課題を把握し、課題解決のための事業目的が明確に設定されているか。
② 協働の必要性	・市と協働で行う必要性が明確かつ妥当なものであるか。
③ 事業効果	・事業内容が、課題の解決に十分に寄与するものであるか。
④ 実現性・計画性	・具体的かつ実現可能な計画となっているか。 ・経費の見積もりは、事業内容に見合った妥当なものであるか。
⑤ 持続性・発展性	・事業を実施することで、更なる取組が実施されるなどして、今後も含めた課題解決に寄与するか。

### (3) 採択予定事業数

予算の範囲内で決定します。

### (4) その他

事業内容の詳細や事業期間、事業費については、市民協働事業提案制度検討会における意見も踏まえ、団体や協働を担当する課が協議し、調整を行う場合があります。

## 9 その他

---

### (1) 実施報告及び事業費の精算

事業終了後に以下の書類を提出して頂きます。提出された書類をもとに事業費を確定し、精算を行います。

<提出書類>

- ・事業実施報告書（第6号様式）
- ・事業概要書（第7号様式）
- ・収支決算書（第8号様式）
- ・対象経費支出に関する領収書の写し

事業の内容を変更または廃止しようとするときは、事前にその旨を届け出て、協議のうえ市の承認を受ける必要があります。この場合の経費の精算については、負担割合に応じ、協議のうえ決定することになります。

### (2) その他

本来は、事業がすべて完了した後でなければ、負担金の支払いを請求することができませんが、事業の性格上、事業完了前に支払わなければならない経費（例えば、会場使用料など）については、市と協議のうえ、事業完了前に当該経費分の負担金について支払いを請求することができます。

※本制度に関する詳細は、仙台市市民協働事業提案制度実施要綱をご覧ください。

(仙台市ホームページをご参照ください)

## 10 Q&A

---

### 募集事業について

**Q 1 同一団体が複数の提案を行うことは可能か。**

A 1 事業の実現性などの点から 1 団体 1 提案となります。

### 対象となる団体について

**Q 2 「原則として、1年以上継続して活動していること」が要件となっているが、当団体は任意団体として3年活動した後、NPO法人となり、法人設立から1年未満である。要件を満たしているか。**

A 2 法人格の有無にかかわらず、団体としての活動期間が1年以上あれば要件を満たします。この場合、実際に1年以上活動されている実績が確認できる書類(任意団体の規約、事業報告書とNPO法人の定款、事業報告書など)を提出してください。

**Q 3 個人での提案はできないのか。**

A 3 仙台市との協働事業を実施するにあたっては、事業規模などを考慮すると事業を行う体制は組織性が必要と考えますので、個人は対象外となります。

**Q 4 複数の団体が連携して組織した団体（連携団体）として事業提案を行うことは可能か。また、その団体が1年以上継続して活動をしていない場合や、新たな団体としての法人格を未取得の場合も応募できるのか。**

A 4 他団体と連携して事業提案を行うことは可能です。連携団体を構成する団体が1年以上継続して活動しているならば、連携団体の活動期間が1年未満であっても応募することができます。また、連携団体が法人格を未取得であっても、応募は可能です。

### 事前相談について

**Q 5 市民活動サポートセンターへの相談は、事業提案書の提出前に行くのか。その際は団体が申し込みを行うのか。**

A 5 市民活動サポートセンターへの相談は事業提案書の提出前に行います。相談は必須ではありませんが、提案内容をより具体的で実現性の高いものとするために相談することをお勧めします。団体から市民活動サポートセンターに事前に申し込みをしてください。

## 事業費等について

### Q 6 「無償の労力の労力換算額」はどのような場合に計上できるのか。

A 6 自己資金が少ない(事業総額の 1/10 に満たない)場合でも事業提案が可能となるよう、労力換算額の計上を認めるものです。

### Q 7 「無償の労力の労力換算額」を 1 時間あたり 500 円とするのはなぜか。

A 7 本制度では、事業費の 10 分の 1 以上の団体負担額が必要ですが、自己資金のほかに、事業に提供される「無償の労力」を、1 人 1 時間当たり 500 円と換算して団体負担額に算入することができます。無償で提供された労力がいくらに相当するかは事業や活動の内容に応じて異なること、労働とはならない労力提供に対して謝礼を支払う慣行もあること、他都市における同様の制度などを考慮し、上記の換算額とみなしています。

また、事業の人件費についてですが、1 人 1 時間当たり 500 円としなければならないという趣旨ではなく、雇用契約を締結して賃金を支払い、または、ボランティアスタッフに謝金等を実際に支払うのであれば、その額を事業費(支出)の中に計上していただくことになります。

なお、この労力換算は、ボランティアスタッフ等から無償で提供される労働ではない活動を対象にしており、最低賃金の考え方とは関係がありません。

### Q 8 民間からの助成金を自己資金に繰り入れて実施したいと考えているが、提案できるか。

A 8 積極的に民間の助成金をご活用ください。ただし、助成金によっては交付条件等で制約がある場合がありますので、確認の上、ご提案ください。なお、仙台市の他の助成制度等で資金の提供を受けている事業はこの制度の対象とはなりません。

### Q 9 事業対象経費でリース料は賃借料に含まれるのか。リース料に上限はあるのか。

A 9 リース料も賃借料に含まれます。上限は特にありません。

### Q 10 事業費は事業前に支払われ、事業終了後に精算するということか。

A 10 原則として、前期と後期の 2 回に分けて事業費をお支払いし、事業終了後に精算、未使用分は戻入していただきます。

### Q 11 事業は 4 月からスタートするが、準備経費として 3 月に支出する事業費を計上することは可能か。

A 11 支出経費は事業期間内(事業対象年度)に、実施・支払いが行われるものだけに計上できます。事業期間外に生じる経費については対象となりません。

Q 1 2 当初想定していなかった収入が発生した場合の取り扱いはどうなるか。

A 1 2 物品を製作して販売により得られた収入等については、その製作に要した支出経費を勘案し、協定書で定めた負担割合に応じて精算を行います。

**その他**

Q 1 3 成果物を作成する場合、その帰属はどのようになるか。

A 1 3 事業実施にあたって、締結する協定書において、成果物の帰属についてを規定し、必要に応じて細部について協議していくこととなります。

Q 1 4 募集要項の随所に「地域」との記載があるが、この場合、「地域」の範囲はどの程度と考えているか。

A 1 4 「地域」の範囲は行う事業によって異なります。仙台市全域を対象とする事業ならば「地域」は仙台市となりますし、各区や各町内会を対象とする事業ならば「地域」は各区や各町内会となります。